

事 務 連 絡
令和5年5月31日

各介護保険サービス事業所 管理者 様

新宿区福祉部介護保険課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更
に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて

日頃から、介護保険事業にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等で示されてきたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の位置づけの変更後（令和5年5月8日以降）の取扱いについて、別添のとおり厚生労働省の事務連絡により示されましたので、内容を確認してください。特に別紙2「位置づけ変更後におけるコロナ特例事務連絡の取扱い整理表」の「終了」及び「一部修正」となる取扱いについて、5月分の介護報酬請求前に、事業所全体で内容を確認の上、遺漏のないよう対応をお願いいたします。

なお、別添の事務連絡にある別紙1は、容量が大きいためメールでの送付を控えさせていただきますが、過去に発出された新型コロナウイルス感染症特例の事務連絡（第1報～第27報）を一冊にまとめたものとなりますので、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに関する事務連絡一覧（第1報～第27報）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001093400.pdf>）を確認してください。

また、今後、位置づけ変更後の状況等を踏まえて見直しが行われる場合がありますので、厚生労働省や東京都、新宿区のホームページを随時確認し、最新情報を把握するようお願いいたします。

（問合せ先）

新宿区福祉部介護保険課給付係

電話（直通）03-5273-3497